

平成29年度 目標賃金表

平成29年度 奈良県建築労働組合の目標賃金

私たちは暮らしと技能をささえ、後継者が育つ賃金を望みます！

生活の
ための
賃金

目標賃金
日 額 **26,000円**

職人の日当には交通費、
道具代、社会保険料・
退職金分などが全て含ま
れています。

内 訳	実質賃金	17,680円
	社会保険料	3,750円 (国保、年金、労災、建退共)
	車両交通費	5,240円 (税金、保険、ガソリン代など)
	道具損料	1,130円 (電動・消耗工具など)

※関西地協・各県連組合の平均参考値

月額実質賃金 318,240円
17,680円×18日

年間実質総賃金 3,818,880円
17,680円×216日

※奈良県の男子勤労者の平均賃金を日給換算すると
年収419万円+賞与62万円 = 481万円÷231日 = 20,822円
(全業種) (従業員が5人以上所属の事業所) (奈良県毎月勤労統計)

賃金引き上げのチャンスは今。

私たち建築職人の「生活に必要な賃金」として、必要経費を要求していきましょう！

国土交通省は公共工事の見積りを作る際の労務単価を引き上げました。これは技能労働者不足が顕著な中、
年収を引き上げないと若い世代の入職が進まないという事から、ゼネコンや民間の発注者団体へ要請した結果です。

29年度の公共工事設計労務単価は大工20,800円、左官22,300円などとなっています。

この労務単価は労働者に支払われる賃金であり、現場管理費や一般管理費の諸経費は含まれていません。※必要経費を含めた場合、
大工では29,200円、左官は31,400円になります。

職人は健康保険等の会社負担もなく退職金もなく、車両交通費や道具損料なども実費負担しており、それら必要経費を全て含んだ
ものが日当賃金となっています。

他産業並みの賃金をめざし、そして私たちの暮らしと技能をささえ、後継者が育つ賃金とするには「26,000円は必要」であ
ります。

町場の施主にも、建築職人労働者は「生活に必要な賃金」として26,000円必要であることを訴え、理解される取組みが必要であり
ます。せめて公共工事設計労務単価なみの金額をめざし身に付けた技能「腕」を自負し、賃金運動を心がけていきましょう。



公共工事設計労務単価

平均単価 6年連続の上昇
全49職種 全国平均単価 18,078円

国土交通省は公共工事を請負う企業の人件費が上昇していることから、
労働者の賃金の基準となる「設計労務単価」を公表、全49職種の全国
平均単価は6年連続で上昇し、18,078円と、前年度比で3.4%の引き上
げとなりとなりました。

建設業の未来を切り開くために行政と建設業界が一体となり、賃金単
価の引上げ・労働環境改善と共に、社会保険未加入対策と法定福利費確
保や若年入職者の確保に向けた取組みが始まっています。

民間や公共を問わず、あらゆる発注者に対して法定福利費を明示・請
求し、社会保険料を元請から末端の現場で働く仲間まで確実に行き渡ら
せるために、見積り時から適正な法定福利費を確保するうえで、直接工
事費、現場管理費や一般管理費に含まれる賃金を正しく把握し、その根
拠を発注者に示すことが必要となります。

※公共工事設計労務単価には必要経費が含まれていないことを明確化に
する対策が取られています。

※法定福利費とは、雇用保険・医療保険(健康保険、国民健康保険)・
年金保険(厚生年金、国民年金)

29年度 奈良県の公共工事設計労務単価(抜粋)

職 種	労働者	事業主
	労務単価	労務単価+必要経費
大 工	20,800円	29,200円
左 官	22,300円	31,400円
板 金 工	22,000円	30,900円
内 装 工	22,700円	31,900円
塗 装 工	24,100円	33,900円
造 園 工	20,600円	29,000円
電 気 工	19,900円	28,000円
鉄 骨 工	21,100円	29,700円
サッシ工	22,400円	31,500円

※今回の調査で、タイル工、屋根ふき工の有効標本数が確保できず
設定されていません。

「足場の組立て等の 業務に係る特別教育」

労働安全衛生規則の一部改正に伴い、27年7月1日から足場
の組立て等に従事する労働者には、特別教育の受講が義務付け
られています。この特別教育の対象者は、高さに関係なく、足
場の組立て、解体又は変更の作業に係る業務に従事される方を
対象としています。

平成27年7月1日以前に、足場の組立て等の業務に従事して
いたものに対する猶予措置期間が、本年の6月30日で終了する
ことを受け、当特別教育が開催されます。

特別教育を受講せず、7月1日以降も継続して作業に就いて
いた場合は、安全衛生法違反として、事業主と本人が罰せられ
ます。

(注) なお、足場作業主任者の修証証お持ちの方は、受講する
必要はありません。

※建設業労働災害防止協会奈良県支部では、すでに足場組立て
等の作業に従事されている方を対象とした特別教育(時間短
縮3時間 講習)を開催します。

受講対象者：平成27年7月1日以前に、足場の組立て等の
作業に係る業務に従事した経験がある者

日 時：4月26日(水) / 1時20分～4時40分

場 所：奈良県人権センター・奈良市大安寺

受 講 料：6,800円

問 合 せ：建災防奈良県支部 0742-22-3345

建設業界
の皆さん

賃金アップ・待遇改善は 建設業界全体の課題です

技術・技能に相応しい賃金を

建設技能者の高齢化と若年入職者の減少が深刻です。他産業に劣る賃金水準など、過度な低価格での受注競争で悪化した建設技能者の待遇改善のため、建設業界をあげた取り組みが進められています。

国土交通省も、建設工事の品質確保と担い手の確保のために、建設業法や入札契約適正化法などを改正したり、公共工事設計労務単価を引き上げたりして、建設業界の抜本的な改善を図るため、業界団体や行政・民間発注者に適切な賃金と法定福利費を計上した経費の支払いを要請しています。

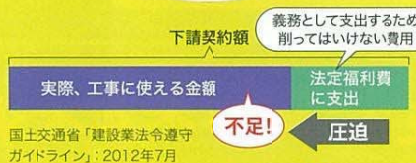


法定福利費の適切な支払いを

国や自治体は、他産業に比べて加入率が低い社会保険への適切な加入のために2017年度以降は、「社会保険未加入業者の契約からの排除」「社会保険未加入建設労働者の現場入場禁止」を徹底するとしています。

「適正に社会保険に加入している事業所ほど不利」にならないためには、①原資となる法定福利費が適切に見積られ、契約されること②確保された法定福利費が、下請企業一現場従事者に確実に行き渡ることが必要不可欠です。

ストップ!!



負の連鎖!!

若者が未来を託せる建設業には**給料**が上がり、**休暇**が取れ、**希望**がもてる**新3K**の実現を業界一体で

・適正な価格・単価での契約

⇒法定福利費や安全経費を適正に計上した見積・契約

・適正な社会保険への加入

⇒労働関係諸法令を守り、安易な外注化(偽装請負・一人親方化)に歯止めをかけて安定した雇用の実現

・技術・技能にふさわしい建設技能者の待遇

⇒他産業を大きく下回る賃金水準を改善し、資格や経験に見合う賃金への引き上げを実現

・若年技能者の雇用と育成

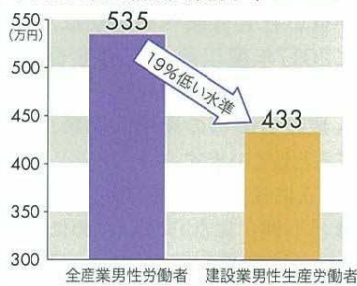
⇒建設業の未来を担う若者の待遇を改善し、技術・技能を伝承

消費者の
皆さま

景気回復、建設業の未来のため 賃金アップにご理解を！

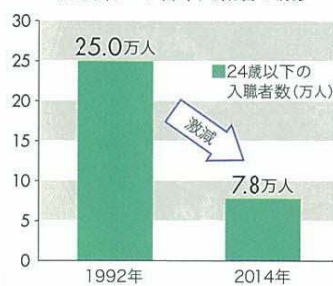
若い人材激減で地域を支える建設業がピンチです

年間賃金総支給額産業別水準（2015年）



厚生労働省「賃金構造基本統計調査」

建設業への若年入職者の減少



厚生労働省「雇用動向調査」

建設技能者の待遇が悪化して若者の入職が減っています。このままでは、社会基盤や住まいの維持・修繕、災害時の救援・復興も危ぶまれます。

安心・安全・快適な建設とメンテナンスのためには、建設技能者の賃金アップと待遇改善で地域建設業がこれからも持続的に発展できるような環境改善が必要です。

個人消費と地域経済の活性化で景気を回復し、若者が安心して入職して働きつづけられる建設業界のために、賃金アップにご理解をお願いします。

安全・安心を支え、建設業を未来へつなぐため

適切な工事費用、単価での契約を

- 危険を伴う工事現場で十分な安全衛生管理ができる経費にご理解を
- 社会保険加入促進と継続のために法定福利費の確保にご理解を

技術・技能に見合う賃金へのアップを

- 他産業並の賃金・休日の実現に必要です
- 若年技能者の雇用と育成ができる環境の整備に必要です

全国建設労働組合総連合(全建総連)

〒169-8650 東京都新宿区高田馬場2-7-15

Tel:03-3200-6221 Fax:03-3209-0538

e-mail:chingin@zenkensoren.org <http://www.zenkensoren.org/>